

【調査の概要】

経済センサスは、我が国の全ての事業所及び企業を対象に経済活動の実態を明らかにする調査であり、「経済の国勢調査」といえるものである。

1 経済センサスの創設

経済センサスは、我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計調査として、事業所・企業統計調査などの大規模統計調査を見直し、新たに創設された。

経済センサスは、全ての事業所・企業を対象とする、我が国で唯一の統計調査であり、

- ・事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「経済センサス 基礎調査」
- ・売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「経済センサス 活動調査」

の2調査で構成されている。平成21年7月に実施した「経済センサス 基礎調査」の結果を踏まえ、平成24年2月には「経済センサス 活動調査」を実施する予定である。

2 調査の目的

平成21年経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的としている。

3 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施

4 調査の対象

調査日現在、所在するすべての事業所。ただし、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く。

5 調査期日

平成21年7月1日現在

6 調査の種類

【甲調査】民営事業所を対象とする全数調査

【乙調査】国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査

7 調査の方法

対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて実施。

【甲調査】

- ・調査員による調査は、統計調査員が直接調査対象事業所を訪問して調査票を配布・収集

- ・国、都道府県、市町村による調査は、国、都道府県又は市町村がインターネット又は郵送により調査票を配布・収集

【乙調査】

市町村の調査事業所にあつては市町村長、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事、国の調査対象事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査事業所ごとに調査票を配布・収集

8 調査事項

【甲調査】

< 事業所に関する事項 >

名称及び電話番号・所在地・開設時期・従業者数・事業の種類・業態

< 企業に関する事項 >

経営組織・資本金等の額・外国資本比率・決算月・持ち株会社か否か・親会社の有無・親会社の名称・親会社の所在地及び電話番号・子会社の有無及び子会社の数・法人全体の常用雇
用者数・法人全体の主な事業の種類・支所等の有無及び支所等の数・本所の名称・本所の
所在地及び電話番号

【乙調査】

名称・電話番号・所在地・職員数・事業の種類・事業の委託先の名称・電話番号及び所在地

9 用語の解説

1 事業所

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 民営事業所

国，地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(3) 派遣従業者のみの事業所

労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

- (3) 会社 株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。
 なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。
- (4) 会社以外の法人 法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。
 例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。
- (5) 法人でない団体 団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。
- 3 産業分類 事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類した。
- 4 従業者 調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。
- 5 個人業主 個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。
- 6 無給の家族従業者 個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。
- 7 有給役員 有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

8 常用雇用者	事業所に常時雇用されている人をいう。 期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。
9 正社員・正職員	常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。
10 正社員・正職員 以外	常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。
11 臨時雇用者	1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。